

内閣参質一九六第一二一号

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員川田龍平君提出成年後見制度の運用実態の基礎情報等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出成年後見制度の運用実態の基礎情報等に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

お尋ねについては、いざれも統計をとつておらず、お答えすることは困難である。

八及び九について

お尋ねの「成年被後見人の預金通帳の原本開示の現状」及び「成年後見人報酬額の開示の現状」については、いざれも政府として把握していない。また、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十八条において、「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たつては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」と規定されているところであり、これを超えて、御指摘の「預金通帳の原本開示」又は「報酬額の開示」を義務付けることが必要であるとは考えていない。

十について

お尋ねの「不正行為の発生を単純比較すること」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

O

O